

京都市交通局管理規程第1号

平成25年度における京都市交通局職員の給与の額の特例に関する規程を公布する。

平成25年6月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

平成25年度における京都市交通局職員の給与の額の特例に関する規程

(給料及び地域手当の額の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における京都市交通局職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料及び地域手当の額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上である職員 100分の6.4
- (2) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級又は5級である職員 100分の4.8
- (3) 給与規程第3条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級から3級である職員 100分の3.6

(管理職手当の額の特例)

第2条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における管理職手当の額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額(給与規程第28条第1項ただし書に規定するものを除く。)から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級である職員 100分の10
- (2) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級である職員 100分の5

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(交通局企画総務部職員課)